

## 認知請求事件について

### 事案の概要

被上告人（第1審被告）が、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（特例法）3条1項に基づく性別の取扱いの変更の審判（性別変更審判）を受け、法令の規定の適用の前提となる性別（法的性別）を男性から女性へと変更した後、上告人（第1審原告）の母は、被上告人の同意の下、凍結保存されていた被上告人の精子を用いた生殖補助医療により懐胎し、上告人を出産した。

本件は、上記のような経過で出生した上告人が、被上告人に対し、認知を求める事案である。

### 原判決の判断等

- ◇ 原判決は、民法787条に基づき子との間で法律上の父子関係が形成されるべき「父」とは法的性別が男性である者のみを指すと解されることなどからすると、嫡出でない子は、その出生時に自己の血縁上の父の法的性別が男性であった場合に限り、当該血縁上の父に対して認知を求めることができるとした上で、上告人の出生時、被上告人の法的性別は男性から女性へと変更されていたから、上告人は、被上告人に対し、認知を求めることができないとして上告人の請求を棄却した。

#### 〔参考〕民法787条

子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴えを提起することができる。  
ただし、父又は母の死亡の日から3年を経過したときは、この限りでない。

- ◇ 嫡出でない子が、自己と血縁上の父子関係を有するものの、当該子の出生時までに性別変更審判を受けて法的性別を男性から女性へと変更した者に対し、認知を求めることができるか否かが問題となっている。